



2026年6月26日

各位

会社名 株式会社三井E&S
代表者名 代表取締役社長 高橋 岳之
(コード: 7003、東証プライム市場)
問合せ先 広報室 長谷川 晋太郎
(TEL. 03-3544-3147)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 11,405株
(3) 処分価額	1株につき 4,109円
(4) 処分総額	46,863,145円
(5) 割当予定先	当社の取締役(※) 3名 11,405株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年6月26日開催の当社第123回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬等を見直し、金銭報酬である株価連動報酬に代わる長期インセンティブ報酬として、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を付与することにつき、ご承認をいただいております。

具体的には、上記の目的、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、相当と考えられる金額及び株式数として、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬を付与するために支給する金銭報酬債権の総額を年額68百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、付与する株式数の上限を年16,000株（ただし、本日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と設定させていただいております。

本日、当社は、取締役会において、対象取締役に対する当社第 123 回定時株主総会から 2027 年 6 月開催予定の当社第 124 回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役 3 名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計 46,863,145 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 11,405 株を割り当てることを決議いたしました。

なお、各割当対象者への具体的な配分については、報酬委員会の審議・答申を経た上で、取締役会において決定しております。

また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が当社との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限の内容

割当対象者は、2026 年 7 月 24 日から当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の直前の定時株主総会の日から、譲渡制限期間の開始日以降最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの間（以下、「役務提供期間」という。）継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社の取締役会が定める地位のいずれかの地位にあったことを条件として、原則として譲渡制限期間が満了した時点をもって、割当対象者が有する本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。

ただし、当該割当対象者が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限期間が満了した時点をもって、退任時期に応じて合理的に調整した数の本割当株式につき譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、役務提供期間が満了する前に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、その時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

そのほか、割当対象者が、譲渡制限期間中に法令又は当社の内部規程に重要な点で違反をしたと当社が認めた場合、拘禁刑以上の刑に処せられた場合、その他これらに準ずる事由として当社の取締役会が認める事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理に関する定め

本割当株式について譲渡制限に反する譲渡、担保権の設定その他の処分がされないよう、割当対象者は、譲渡制限期間中、当社が予め指定する金融商品取引業者に開設した証券口座において、本割当株式のうち譲渡制限が解除されていない株式が管理されることに同意する。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等の諸般の事情を踏まえて合理的に定める数（ゼロを含む。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である4,109円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上